

会員規約

競走用馬ファンドの契約にあたって

<契約締結前（時）の交付書面>

発行：株式会社ブルーインベスターズ

2017年12月改定

注意事項

- ・競走用馬ファンドは、顧客から出資された財産により取得した競走用馬（以下「当該出資馬」といいます）を日本中央競馬会（以下「JRA」といいます）に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走させることにより賞金等（後述「12.(6) ①」に定義する意味を有します。以下同じ）を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額をクラブ法人は愛馬会法人に分配し、分配を受けた愛馬会法人は、当該分配金額を出資口数に応じて算出し、顧客に対して分配するというファンドスキームのため、顧客が当該出資馬に出資した元本額の保証はありません。また、競走用馬によっては競馬に出走することなく運用終了（引退）してしまいうこともあるため、当該配当金による元本の収益が保証されているものでもありません。本書面を熟読し、競走用馬ファンドの特徴とリスクをよくご理解の上、投資をご検討下さい。
- ・本匿名組合契約は、商法 535 条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、クラブ法人が受領する当該出資馬が獲得した賞金（後述「12.(6) ①」に定義する意味を有します。以下同じ）の 5%相当額（消費税別途）となります（事故見舞金等及び特別出走手当てに対しては、営業者の報酬はいただきません）。会員の方の出資金支払につきましては、競走用馬の代金に相当する競走用馬出資金のほか、競走用馬の維持費出資金、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返還義務出資金等を毎月出資する仕組みとなります。
- ・本書面記載の会員規約は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により金融商品取引契約の締結等をしようとする顧客に契約が成立するまでの間に交付するために作成された書面（契約締結前の交付書面）、及び同法第 37 条の 4 の規定により金融商品取引契約が成立したときに顧客に対し、遅滞なく送付しなければならない書面（契約締結時の交付書面）を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行なわれますので、契約終了まで本書面を保存下さい。出資する方法と契約の締結につきましては、会員が出資馬申込書を愛馬会法人に郵送し、出資できることが決定した時点で出資契約が成立します。出資契約成立後に愛馬会法人は『契約締結時の交付書面』として出資会員の方に出資契約書を郵送通知し、この通知日をもって契約締結を確認して愛馬会法人、会員が各 1 通を保存します。
- ・金融商品取引法第 37 条の 6 の規定にかかわらず、競走用馬ファンドに係わる匿名組合契約を締結した顧客は、本書面を受領した日から起算して、10 日（営業時間内に限ります）を経過するまでの間、愛馬会法人に書面で通知することにより、当該契約を解除することができます。当該契約の解除は、顧客がその書面を発した時に生じます。この場合、当該契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。
- ・なお、顧客が入会金、出資金及び会費をお支払済みの場合、全額を速やかにお返しいたします。ただし、顧客は支払いの際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担しかねますので予めご承知おき下さい。
- ・金融商品取引法第 47 条の 3 の規定により、顧客は、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の業務及び財産の状況を記載した書面、競走用馬ファンドの期末報告書を愛馬会法人の営業所で営業時間中に縦覧することができます。

《目次》

1. クラブ法人及び愛馬会法人	4 P
(1) クラブ法人	4 P
(2) 愛馬会法人	4 P
2. 顧客から出資された財産の運用形態	4 P
3. 商品投資受益権の販売に関する事項	4 P
(1) 入会及び出資申込の方法並びに出資金払込の期日及び方法等	4 P
(2) 商品投資受益権の名称	7 P
(3) 募集総額及び口数	7 P
(4) 販売単位	7 P
(5) 出資申込期間及び取扱場所	7 P
4. 愛馬会法人が顧客から徴収する経費及び徴収の方法	7 P
(1) 一般会費	7 P
(2) 維持費出資金	7 P
(3) 保険料出資金	7 P
(4) 海外遠征出資金	8 P
(5) 事故見舞金返還義務出資金	8 P
5. 匿名組合損益の帰属	8 P
6. 顧客への利益分配額に対する課税方法並びに税率	8 P
(1) 顧客が個人の場合	8 P
(2) 顧客が法人の場合	8 P
7. 匿名組合契約期間に関する事項	9 P
8. 匿名組合契約の変更に関する事項	9 P
9. 匿名組合契約の解除に関する事項	9 P
(1) 解約の可否及びその条件	9 P
(2) 解約の方法	9 P
(3) 解約申込期間	9 P
(4) 解約によるファンドへの影響	9 P
(5) クーリング・オフについて	9 P
10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項	9 P
11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項	10 P
(1) 商品投資の内容及び投資制限	10 P
(2) 顧客財産の分別管理	10 P
(3) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無	10 P
(4) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無	10 P
(5) 運用開始予定日について	10 P
(6) 運用終了予定日について	10 P
(7) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間	10 P
12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲	10 P
(1) 商品投資販売契約の種類	10 P
(2) 事業報告書の縦覧について	10 P
(3) 顧客から出資された財産の所有関係	10 P
(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲	10 P
(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項について	11 P
(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権	11 P
13. 競走用馬ファンド（当該出資馬）から支払われる管理報酬及び手数料について	12 P
14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額の区分方法	13 P
15. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払金の分配方法及び分配時期に関する事項	13 P
(1) 月次分配	13 P
(2) 年次分配	13 P
(3) 引退精算分配	13 P
(4) 適用除外	13 P
16. 運用終了時（引退時）の支払について	14 P
(1) 引退精算分配の金額の計算方法	14 P
(2) 支払方法及び支払時期	14 P
17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期	14 P
(1) 期間運用報告書	14 P
(2) 財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書	14 P
18. 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項	14 P
19. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無	14 P
20. 当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所	14 P
21. 金融商品取引契約に係る法令等の概要	14 P
22. 顧客が愛馬会法人の営業所において法第 18 条に規定する書面を閲覧できる旨	14 P
23. 当該出資馬が海外遠征した場合の特例	15 P
24. 当該出資馬の引退後の再登録について	15 P
(1) 再出資時に関する注意点	15 P
(2) 中央登録抹消の際の売却代金	15 P
(3) 再登録の際の出資金額	15 P
25. 個人情報の取り扱い及び利用目的の特定について	15 P

1. クラブ法人及び愛馬会法人

(1) クラブ法人

- ・ 商号：株式会社ブルーマネジメント
- ・ 住所：東京都千代田区岩本町2-16-5 岩本町TUC ビル6F
- ・ 代表者：梁川勝広
- ・ 設立：昭和52年11月16日
- ・ 登録番号：関東財務局長(金商)第2843号
- ・ 資本金：2,000万円
- ・ 主要株主：梁川勝広（50%）、株式会社YGGDRASILL（50%）
- ・ 定款上の事業目的：
 - 1.競走用馬を対象とする商品投資に係わる、商品投資販売業
 - 2.競走馬の売買及びその斡旋
 - 3.競走馬の生産、育成及び競走馬の出走
 - 4.競走馬の輸出入業
 - 5.観光旅行の企画及び斡旋
 - 6.前各号に附帯する一切の業務
- ・ 設立経緯：競走用馬ファンド事業に際して、愛馬会法人から競走用馬の現物出資を受け、当該競走用馬の運用を行うためにクラブ法人を設立しております。
- ・ 商号の変更：該当なし
- ・ 役員の変更についての監督官庁及び株主等による承認の要否並びにその根拠及び承認手続：会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第329条（選任）及び第339条（解任）に基づき、役員の選任及び解任に際して株主総会における決議が必要となります。
- ・ 定款変更、合併並びに事業譲渡及び事業譲受：該当なし
- ・ 訴訟事件その他の重要事実：該当なし
- ・ 他に行っている事業：該当なし
- ・ 加入する協会：該当なし

(2) 愛馬会法人

- ・ 商号：株式会社ブルーインバスターズ
- ・ 住所：東京都千代田区岩本町2-16-5 岩本町TUC ビル6F
- ・ 代表者：篠原一仁
- ・ 設立：平成4年9月9日
- ・ 登録番号：関東財務局長(金商)第2842号
- ・ 資本金：2,100万円
- ・ 主要株主：株式会社YGGDRASILL（100%）
- ・ 他に行っている事業：該当なし
- ・ 加入する協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2. 顧客から出資された財産の運用形態

顧客と愛馬会法人との間の匿名組合契約及び愛馬会法人とクラブ法人との匿名組合契約を通じて行われる競走用馬への出資された財産の運用形態は積極運用型であり、出資、運用、分配の仕組は、概略以下のとおりとなります。なお、追加募集はありません。

顧客から出資された財産により取得した当該出資馬は、愛馬会法人からJRAに馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資します。

クラブ法人によりJRA等の競馬に出走させて得た賞金等から諸経費を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」といいます）を、クラブ法人は愛馬会法人に対して分配し、分配を受けた愛馬会法人は、当該分配額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。獲得賞金分配対象額は、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分します。愛馬会法人は、この作業を月次において行い、顧客に分配します（以下「月次分配」といいます）。

獲得賞金分配対象額のうち、JRA等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA等の源泉税徴収」といいます）。また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資は匿名組合契約であることから、クラブ法人から愛馬会法人に分配が行われる際、匿名組合の利益分配に対して20%（復興特別所得税を含めると20.42%）が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉税徴収」といいます）。「JRA等の源泉税徴収」に伴う源泉徴収所得税はクラブ法人に帰属します。また、「クラブ法人の源泉税徴収」に伴う源泉徴収所得税は愛馬会法人に帰属します。なお、愛馬会法人が決算において法人税額に充当し精算を受けた後、愛馬会法人は源泉税精算相当額を顧客に分配するものとし、この分配作業を年次において行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分します（以下「年次分配」といいます）。当該出資馬について、やむをえない理由により、JRA等の競走馬登録が行えない、あるいはJRA等の競走馬登録を抹消する、などの事由で運用が終了する際、分配金のある場合には、愛馬会法人は引退時における分配作業を行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分して顧客に分配します（以下「引退精算分配」といいます）。したがって、本匿名組合契約は、クラブ法人が当該出資馬を運用し、運用により得られた利益等について、月次分配・年次分配・引退精算分配の方法により顧客に分配するもので、各分配は必ずしも予定されたものではありません。

愛馬会法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる決算を確定し、生じた利益のうち顧客に利益の分配を行っていない額あるいは生じた損失額を通知します。

3. 商品ファンド関連受益権の販売に関する事項

(1) 入会及び出資申込の方法並びに出資金払込の期日及び方法等

① 新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人へ入会して頂く必要があります（※ただし、学生、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる者は入会できません）ので、本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。

また顧客は、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、確約します。

i 出資申込の方法等について

顧客は、出資を希望する募集馬の残口状況を必ず電話等で確認してから、『入会申込書』及び『出資馬申込書』に必要事項を記入して、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づく本人確認書類（※氏名、住所が確認できる運転免許証等のコピーなど）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバー確認書類（法定証書作成・届出事務に使用）を添えて愛馬会法人に送付（※募集口数は、募集馬によって書類の先着順又は抽選で決定する場合がありますので、募集馬パンフレットをご確認ください）して下さい。

また、書類を愛馬会法人に送付してから1週間以内に、入会金10,000円（税込）を愛馬会法人が指定する金融機関口座に現金振込して下さい（振込手数料は顧客の負担となります）。入金確認、必要書類確認及び犯罪収益移転防止法に基づく本人確認後、直ちに顧客に対して『金融商品取引出資契約書』2通、『出資馬申込結果ご案内』、『入会申込書（お客様控え）』及び『会員証』（会員証は入会日よりお手元に届くまで多少時間が掛かる場合があります）を送付します。会員は『金融商品取引出資契約書』2通に押印の上、1通を愛馬会法人に返送し、愛馬会法人、会員が各1通を保管します。契約締結日は、愛馬会法人が会員に出資契約書を発送した日となります。会員が保管する『金融商品取引出資契約書』は、契約締結時の交付書面を兼ねるものとします。なお、入会申込の後、希望する募集馬に対して出資することができず、他の募集馬への出資も希望しない場合には、顧客から退会の申し出があれば、既にお支払い頂いた入会金は返金致します。

ii 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約

a 顧客は、現在又は将来にわたって、以下のいずれにも該当しないことを表明・確約します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等又は社会運動等標榜ゴロ等の反社会的勢力
- ・反社会的勢力の企業の役職員
- ・その他前記に準ずる者

b 顧客は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる事項に該当する行為を行なわないことを表明・確約します。

- ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する行為
- ・その他前記に準ずる行為

c 顧客は、上記aの各種いずれかに該当し、もしくはbの各種いずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により会員資格が失効したとしても一切異議を申し立てることができません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切顧客の責任とします。

iii 入会後に顧客からお支払い頂く費用及び自動引落等の方法について

愛馬会法人は顧客に対して『金融商品取引出資契約書』、『出資馬申込結果ご案内』、『入会申込書（お客様控え）』を送付した日の属する月（以下「入会月」といいます）の翌月から、以降毎月15日までに以下の経費を記載した『精算書』を送付致しますので、愛馬会法人が顧客に対して当該『精算書』を送付した日の属する月（以下「請求月」といいます）の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、愛馬会法人に登録されている顧客指定の金融機関口座から自動引落を開始させて頂きます。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『精算書』に記載されている金額を月末（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに現金振込して下さい（振込手数料は顧客の負担となります）。

愛馬会法人は入金確認後、顧客に対して『出資馬証書』を送付（※競走馬出資金の分割払いの場合には完済後に送付）致します。

○競走馬出資金：一括払いの場合には競走馬出資金の全額

分割払いの場合には請求月分。分割払い回数は初回の請求月により異なり最大10回まで。ただし、募集開始時期により、愛馬会法人が個々の募集馬について最大分割回数を設定する場合があります。また、1歳時から募集を開始する場合は、初回の請求月分から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。

なお、当該出資馬の運用開始は1歳11月からとなりますので、（後述「11.(5)」及び「12.(5)」参照）、同日以降に当該出資馬の死亡その他の理由により運用が終了した時点でなお未払いの競走馬出資金がある場合（分割払い制度に基づく未払分を含む）には、顧客はかかる未払い競走馬出資金（募集価格に出資口数を乗じた金額から即払い分を控除した残額）を愛馬会法人に対し納入することを要します。後述「4.(3)」に記載する保険金（死亡保険金）を受け取る場合など、保険金を含む引退精算時分配総額は競走馬出資金の未払い分に充当されます。充当後は未払い分が残る場合、会員は一括してこれを愛馬会法人に支払います。また、充当後に保険金などが残

余となる場合、当該残余金は顧客に分配されます。

- 一般会費：（※後述「4.(1)」記載のとおり）
- 維持費出資金：（※後述「4.(2)」記載のとおり）
- 保険料出資金：（※後述「4.(3)」記載のとおり）
- 海外遠征出資金（海外遠征時のみ）：（※後述「4.(4)」記載のとおり）
- 事故見舞金返還義務出資金：（※後述「4.(5)」記載のとおり）

②既に会員になっている顧客の場合

i 出資申込の方法等について

顧客は、本書を熟読の上、出資を希望する募集馬の残口状況を必ず電話等で確認を行った上で『出資馬申込書』を愛馬会法人に送付（※募集口数は、募集馬によって書類の先着順又は抽選で決定する場合がありますので、募集馬パンフレットをご確認ください）して下さい。

当該書類が愛馬会法人に到着後、顧客に対して速やかに『金融商品取引出資契約書』2通、『出資馬申込結果ご案内』を送付致します。顧客は『金融商品取引出資契約書』2通に押印の上、1通を愛馬会法人に返送し、愛馬会法人、顧客が各1通を保管します。契約締結日は、愛馬会法人が会員に出資契約書を発送した日となります。会員が保管する『金融商品取引出資契約書』は、契約締結時の交付書面を兼ねるものとします。

ii 当該出資馬に関して顧客からお支払い頂く費用及び自動引落等の方法について

愛馬会法人は、顧客に対して、毎月15日までに以下の経費を記載した『精算書』を送付致しますので、愛馬会法人が顧客に対して当該『精算書』を請求月の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から、愛馬会法人に登録されている顧客指定の金融機関口座から自動引落を開始させて頂きます。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『精算書』に記載されている金額を月末（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに現金振込して下さい（振込手数料は顧客の負担となります）。

愛馬会法人は入金確認後、顧客に対して『出資馬証書』を送付（※競走馬出資金の分割払いの場合には完済後に送付）致します。

- 競走馬出資金：一括払いの場合には競走馬出資金の全額

分割払いの場合には請求月分。分割払い回数は初回の請求月により異なり最大10回まで。ただし、募集開始時期により、愛馬会法人が個々の募集馬について最大分割回数を設定する場合があります。また、1歳時から募集を開始する場合は、初回の請求月分から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。

なお、当該出資馬の運用開始は1歳11月からとなり

ますので、（後述「11.(5)」及び「12.(5)」参照）、同日以降に当該出資馬の死亡その他の理由により運用が終了した時点でなお未払いの競走馬出資金がある場合（分割払い制度に基づく未払分を含む）には、顧客はかかる未払い競走馬出資金（募集価格に出資口数を乗じた金額から即払い分を控除した残額）を愛馬会法人に対し納入することを要します。後述「4.(3)」に記載する保険金（死亡保険金）を受けられる場合など、保険金を含む引退精算時分配総額は競走馬出資金の未払い分に充当されます。充当後は未払い分が残る場合、会員は一括してこれを愛馬会法人に支払います。また、充当後に保険金などが残余となる場合、当該残余金は顧客に分配されます。

- 一般会費：（※後述「4.(1)」記載のとおり）
- 維持費出資金：（※後述「4.(2)」記載のとおり）
- 保険料出資金：（※後述「4.(3)」記載のとおり）
- 海外遠征出資金（海外遠征時のみ）：（※後述「4.(4)」記載のとおり）
- 事故見舞金返還義務出資金：（※後述「4.(5)」記載のとおり）

③会員資格の失効等

i 顧客は、支払義務が発生している競走馬出資金、一般会費、維持費出資金、保険料出資金、及びその他の追加出資金について、愛馬会法人に対する支払期限までに履行しない場合においては、同期限から完済に至る日までの分について愛馬会法人は、当該未払額に対して年率14%の割合による延滞利息を請求する場合があります。また、愛馬会法人から顧客に分配される予定の支払いは、留保・延期される場合があります。

ii 顧客が、支払期限から3ヵ月以上支払義務を怠った場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに顧客が有していた獲得賞金分配対象額及び精算金（後述「12.(6)②」に定義する意味を有します。以下同じ）にかかる受領権並びに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします（支払済みの出資金等は一切返金いたしかねます。また、会員資格が喪失したことを愛馬会法人が顧客に通知する以前に愛馬会法人から発せられた前月以前の会費、維持費出資金、競走馬出資金、遅延利息等の支払いについて、当該顧客は支払いを免れることはできません）。この場合、出資馬の商品ファンド関連受益権は愛馬会法人が無償で承継します。また、顧客は速やかに『会員証』及び『出資馬証書』を愛馬会法人に返還するものとします。

iii 顧客が、過去1年間に前述「i」に該当する行為を2回以上累積した場合には、顧客が別途、募集馬に対して出資申込をした場合に受付けを拒否する場合があります。また、前述「i」に該当する行為の累積回数が過去1年間に3回以上あった場合には、当該顧客に通知することにより退会させることができるものとします。

iv 顧客が、本書面の「12.(4)」の記載内容に違反した場合、及び愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合には、愛

馬会法人はかかる顧客に通知することにより退会させることができるものとします。

- v 顧客が、愛馬会法人、クラブ法人及び当該出資馬並びにそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等）又は公共の場において、誹謗中傷と受け取れる内容の発言や、事実と反する発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人及びクラブ法人に不利益を及ぼし、又はその可能性を生じさせた場合は、愛馬会法人は当該顧客を退会させることができるものとします。

(2) 商品ファンド関連受益権の名称

各募集馬パンフレットをご覧ください。

(3) 募集総額及び口数

1 頭当たりの募集総額及び1 頭当たりの募集口数は、募集馬によってそれぞれ異なる場合がありますので、募集馬パンフレットをご覧ください。

(4) 販売単位

全ての募集馬について1 口単位で販売しています。ただし、募集口数に既存会員枠と新規会員枠を設定する場合もあります。その告知は募集馬パンフレット別添の書類、会報誌、ホームページ、テレホンサービスにて行います。

(5) 出資申込期間及び取扱場所

① 申込期間

各募集馬へのお申し込みは、募集開始日から、

- ・ 愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬を現物出資した日
- ・ 募集口数が満口になった日のいずれか早い日を以て当該出資馬の募集を終了させていただきます。

② 申込取扱場所

お申込みは、愛馬会法人の事務所に残口状況を確認後、郵送で受け付けております。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料等及びその徴収の方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて顧客にお支払い頂く該当月の15 日までに、顧客に対して『精算書』を送付します。

(1) 一般会費

一般会費は、愛馬会法人の運営費（発行する会報誌「ホースラヴァー」の購読料、ホームページの維持管理費用を含みます）に充てられるもので、入会月の翌月分から支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1 名につき3,240 円（税込）の費用をお支払い頂くこととなります。ただし、入会後経過年数、出資口数等、愛馬会法人が定める条件を達成した顧客には事前連絡の上、当該顧客が希望する場合には特典の付加された会員資格を得る事が出来ます。その場合の一般会費は別に定めておりますので、達成条件、特典内容とあわせて募集馬パンフレットをご覧ください。

当該経費のお支払い方法は、請求月の27 日（金融機関が

休業日の場合は翌営業日）に、愛馬会法人に登録されている顧客指定の金融機関口座から自動引落を開始させていただきますが、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『精算書』に記載されている金額を月末（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに現金振込して下さい（振込手数料は顧客の負担となります）。一般会費は毎月発生し、愛馬会法人が受領します。

(2) 維持費出資金

維持費出資金は、当該出資馬の運用において生じる飼養管理に要する費用（育成費及び厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に充当するためのものであって、募集開始時期が1 歳の場合は、当該出資馬が1 歳11 月に到達した月分から顧客の支払義務が発生し、これを1 頭当たり月額60 万円と設定（※ただし、当該出資馬の1 歳11 月分及び同12 月分の設定額は月額30 万円とします）し、これらの経費を出資割合に応じて顧客には負担して頂くこととなります。募集開始時期が1 歳11 月以降の場合、顧客の当該経費支払義務の発生時期が異なる場合がありますので、募集馬パンフレットをご覧ください。

また、毎月、維持費出資金の合計から預託料の実績額を控除して余剰金がある場合には当該出資馬の引退時に顧客に対して分配します。

当該経費のお支払い方法は、顧客の支払義務発生月分から、請求月の27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、愛馬会法人に登録されている顧客指定の金融機関口座から自動引落させていただきますが、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合には、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『精算書』に記載されている金額を月末（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに現金振込して下さい。（振込手数料は顧客の負担となります）

なお、当該経費は顧客の支払義務発生月以降に出資申込をした場合であっても、支払義務発生月に遡及してご負担して頂く必要があります。よって、初回の『精算書』に限定して、支払義務発生月から出資申込月分までの合計金額を記載しておりますのでご了承下さい。

維持費の支払いは厩舎等関係先からの請求に基づき、クラブ法人より厩舎等関係先に銀行振込等の方法により支払います。

(3) 保険料出資金

保険料出資金は、当該出資馬が民間の損害保険会社を取り扱う競走用馬保険（原則として保険年度は1 月1 日に始まり12 月31 日まで）に加入することにより発生する保険料に充当するものです。

募集開始時期が1 歳の場合、当該馬の2 歳時保険金額に係る顧客の支払義務は当該出資馬が1 歳11 月に到達した月に発生します。以降、3 歳馬及び4 歳馬については当該馬齢に到達する前年11 月に支払義務が発生し、顧客は保険料を当該出資馬の出資額に応じて負担して頂くこととなります。支払義務発生後に顧客が当該出資馬に出資申込をした場合であっても、当該馬齢における年間保険料は、顧客に

負担して頂くこととなりますのでご了承下さい。募集開始時期が1歳11月以降の場合は、支払義務発生時期や保険年度が異なる場合がありますので、募集馬パンフレットをご覧ください。

なお、5歳馬以降及び障害馬は、競走用馬保険の対象外としていますのでご注意ください。

保険料の支払いは損害保険会社からの請求に基づき、クラブ法人より損害保険会社に銀行振込等の方法により支払います。

① 保険料出資金のお支払い方法

当該出資馬1歳の（※3歳馬及び4歳馬についてはその到達した年の前年の）11月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に自動引落をさせていただきます。また、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合には、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『精算書』に記載されている金額を月末（金融機関が休業日の場合は前営業日）までに現金振込して下さい（振込手数料は顧客の負担となります）。

② その他

愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意ください。

- i 当該出資馬の保険金額は、2歳馬保険及び3歳馬保険については募集価格の100%、4歳馬については募集価格の70%を保険金額とします。
- ii 年間の保険料は保険金額の3.3%となっていますが、募集馬により違う場合がありますので、パンフレットにて確認ください。
- iii 当該出資馬が平地から障害に転向するときは、当該出資馬が障害試験に合格した時点で競走用馬保険の対象外となり、競走用馬保険を解約するものとします。（解約した当該出資馬が年度中に障害から平地へ転向した場合は、保険の再加入は致しません）
- iv 当該出資馬が引退又は障害に転向するため、競走用馬保険を保険期間において途中解約した時に、保険会社より支払われる解約返戻金があった場合は、引退精算分配もしくは月次分配により顧客に返戻・分配します。
- v 分割払いを選択したことにより競走馬出資金未払分のある顧客が保険給付を受ける場合の保険金については、前述「3.(1)② ii」の記載にしたがって、まずは競走馬出資金の未払分に充当され、残余の保険金のみが顧客に分配されます。

(4) 海外遠征出資金

当該出資馬が海外における競走に出走（以下「海外遠征」といいます）するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費について、顧客は、これを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以前に概算による費用見込み額を、又はレース後に獲得賞金と精算して不足の生じた場合の費用相当額を、愛馬会法人所定の指示に従って、顧客は追加出資します。

海外遠征の経費の支払いは関係先からの請求に基づき、クラブ法人より関係先に銀行振込等の方法により支払います。

(5) 事故見舞金返還義務出資金

事故見舞金支給規定に定められた休養期間の満了前に当該出資馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還を求められる場合があります。従前の事故見舞金が顧客に分配された後に当該返還請求を受ける場合、顧客に返還義務が生じ、顧客は、返還請求を受けた金額相当額を、愛馬会法人所定の指示に従って、当該出資金を追加出資します。

返還義務が生じた事故見舞金については、中央競馬馬主相互会からの請求に基づき、クラブ法人より銀行振込等の方法により返還します。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走用馬の減価償却費、進上金、営業者報酬等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、当該出資馬に対する出資口数の割合に応じ顧客に帰属します。

6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率

(1) 顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会法人の個人会員）が「2. 及び13. 」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額として受取った金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20.42%）は、確定申告時に精算となります。）。

また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。したがって、他の当該出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に算入することはできません。ただし、当該出資馬の運用終了時に生じた損失金は雑所得内での損益通算は可能です。なお、雑所得は他の所得とは損益通算できません。

(2) 顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会法人の法人会員）が「2. 及び13. 」で定める獲得賞金分配対象額のうち利益分配額として受取った金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。

当該出資馬の運用終了時に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、運用終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7. 匿名組合契約期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して出資割合に応じて精算金等の支払いが完了した期日までとなります。

8. 匿名組合契約の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。

また、現在適用になっている法律の改正及びその他法律の適用を新たに受けることとなった場合においては、その法律が優先されるため、記載事項の内容について、顧客にあらかじめ変更内容を書面で開示することにより、顧客の同意を得たものとして変更できるものとします。

9. 匿名組合契約の解約、終了及び商品ファンド関連受益権の買取に関する事項

(1) 解約の可否及びその条件並びに買取りの有無

顧客は、解約をする日の属する月分までの一般会費、維持費出資金及び保険料出資金等を支払っていることを条件に、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。

ただし、営業者による商品ファンド関連受益権の買取りはありませんので、匿名組合契約の解約に際して顧客には、商品ファンド関連受益権を愛馬会法人に無償で譲渡していただくとともに、『会員証』及び『出資馬証書』を愛馬会法人に対して返還して頂きます。

また、営業者は、当該顧客から支払いのあった入会金、競走馬出資金、一般会費、維持費出資金及び保険料出資金等の返金及び当該顧客に対して未精算となっている当該出資馬の獲得賞金分配対象額及び精算金の分配を行わないものとします。

(2) 解約の方法

愛馬会法人に2 カ月以上前に連絡の後、書面（弊社から送付）にて自書、押印の上、『会員証』及び『出資馬証書』を愛馬会法人に送付し手続きするものとします。

(3) 解約申込期間

匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が終了する日までの期間とします。

(4) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。ただし、当該出資馬の馬体状況及び競走成績を考慮した上で運用終了する場合があります。

(5) クーリング・オフについて

金融商品取引法第37 条の6の規定にかかわらず、当該出資馬に係る匿名組合契約を締結した顧客は、本書面を受理した日から起算して10 日（営業時間内に限ります）を経過

するまでの間、愛馬会法人に書面にて通知することにより当該契約を解除することができます。

当該契約の解除は、顧客がその書面を発した時に効力を生じます。よって、愛馬会法人に支払済みの出資金等代金は全額返還し、契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。ただし、顧客が支払いの際に負担した振込手数料については、愛馬会法人で負担致しかねますので予めご承知おき下さい。

10. 商品ファンド関連受益権の譲渡及び相続等に関する事項

(1) 商品ファンド関連受益権の譲渡

顧客は、匿名組合契約上の地位又は商品ファンド関連受益権を、愛馬会法人が特に認めた場合又は愛馬会法人に譲渡する場合を除き、第三者に譲渡することはできません。

また、顧客は、愛馬会法人の事前の書面による承諾がない場合には、匿名組合契約上の地位又は商品ファンド関連受益権を、第三者に対し、質入、その他担保設定の処分はできません。

(2) 相続と相続放棄について

匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権の相続又は遺贈がなされた場合は、以下によるものとします。

① 相続人又は受遺者が匿名組合契約上の地位及び商品関連ファンド受益権を相続又は受遺する場合

相続人又は受遺者が、匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権の承継を希望する場合は、愛馬会法人からの案内に従って当該相続又は遺贈を証する所定の書類を提出し、被相続人（遺贈者）に代わる新しい名義人を届け出ます。但し、被相続人（遺贈者）が有した匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権の数量に拘わらず、当社との関係でその承継者となりうる新名義人（相続人又は受遺者）は1名に限るものとします。かかる届出があった場合には、当社は届出書その他の提出書類に不備のないことを確認の上、手数料を徴収することなくその名義変更を行います。名義変更が完了すると同時に、新名義人は、被相続人（遺贈者）が有した匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権のすべてを包括承継します。

② 相続人又は受遺者が匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権を相続又は受遺しない場合

相続人又は受遺者が、匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権の承継を希望しない場合には、これを放棄することができます。放棄を希望する相続人又は受遺者は、当社の案内に従って所定の書類を提出し、匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権を放棄する意思を届け出ます。かかる放棄の届出は、被相続人（遺贈者）が複数の匿名組合契約上の地位及び商品ファンド関連受益権を有する場合であっても一括してこれを行うものとします。この場合には、当社から相続人又は受遺者への返還金はありません。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び財産管理方針に関する事項

(1) 投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第14条に基づき、JRAが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 顧客財産の分別管理

顧客から出資された財産（飼育管理費用等の支払いに充当する維持費出資金等を含みます）は、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に基づき、愛馬会法人・クラブ法人の固有資産と分別して経理、管理します。

- ・愛馬会法人における出資財産の資金管理口座
三菱東京UFJ銀行小阪支店 普通預金025979
口座名義人 株式会社ブルーインベスターズ
- ・クラブ法人における出資財産の資金管理口座
三菱東京UFJ銀行小阪支店 普通預金025953
口座名義人 株式会社ブルーマネジメント

(3) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料の費用は、顧客から預託されている維持費出資金で充当します。顧客から預託されている維持費出資金で賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該出資馬の運用終了時に行う精算金額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求める場合があります。

② 集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA等から支払われた賞金等を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

また、愛馬会法人においても利益分配額及び出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。よって、賞金等（利益分配額及び出資返戻金）については、顧客に対して支払うまでの間、金融商品取引法第40条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に基づき、クラブ法人・愛馬会法人の固有資産と分別し、賞金等（利益分配額及び出資返戻金）を管理するための口座において、適切に経理、管理することを徹底します。

(4) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により運用終了日が繰上がる場合があります。

(5) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、募集開始時期が1歳の場合は、1歳11月1日到達時としますが、募集馬によっては、匿名組合契約成立と同時に運用開始となる場合があります。

ます。

(6) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況及び競走成績を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRAの競走用馬としての登録の抹消並びに競走用馬として登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続（本書面において「引退」又は「運用終了」といいます）を行います。愛馬会法人は当該手続開始を顧客宛に通知します。これをもって競走用馬ファンドは運用終了となりますので、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は、愛馬会法人へ返還して、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいて第三者へ売却等を行います。

(7) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終了するものとし、毎年11月30日を決算日とします。ただし、事前に顧客に通知した上で計算期間を変更する場合があります。

12. 金融商品取引契約の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

(1) 金融商品取引契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含みます）第三篇第四章第535号により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり愛馬会法人に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員である顧客に分配することを約束する契約です。

(2) 事業報告書の縦覧について

顧客は、金融商品取引法第47条の2に基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヵ月後から1年の間縦覧することができます。希望する顧客は、愛馬会法人に対して少なくとも3営業日前に通知（又は連絡）していただいた上で、通常の営業時間中に、愛馬会法人の営業所にて縦覧することができます。

(3) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した当該出資馬の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA等に馬登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA等に競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（海外を含みます）の選択、当該出資馬の引退手続を行います。また、引退後は愛馬会法人へ返還し、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいての第三者への売却等を行うものとします。

(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うこととなります。

また、当該出資馬に出資した顧客は、愛馬会法人の経営及

び運用管理に参加することはできません。

なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJRA等の厩舎地区に立ち入ることはできません。

顧客が当該出資馬に関しての問い合わせ等をする場合には、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失負担に関する事項について

獲得賞金分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、顧客が出資した元本の全額は戻りませんので、本匿名組合契約は元本が保証されたものではありません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は、募集開始時期が1歳の場合は1歳11月1日到達時期（※募集馬によっては、匿名組合契約成立と同時に運用開始となるため、顧客の損失負担が発生する場合がありますので、募集馬パンフレットをよくお読み下さい）より発生し、募集開始時期が2歳の場合は個々に設定された運用開始予定日より発生します。従って、運用開始予定日到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合には、当該出資馬の競走馬出資金は、顧客に対して全額返金されます。

当該出資馬が、募集開始時期が1歳の場合は1歳11月1日到達時期（※募集馬によっては、匿名組合契約成立と同時に運用開始となるため、顧客の損失負担が発生する場合がありますので、募集馬パンフレットをよくお読み下さい）以降においては、死亡、競走能力を喪失して廃用となった事態を含めて、当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、当該出資馬の維持費出資金精算金（後述「(6)③iii」参照）以外の競走馬出資金、維持費出資金及び保険料出資金等その他愛馬会法人に支払済みの一切の金額は顧客に対して返金致しません。また、競走馬出資金について顧客は、愛馬会法人の請求にしたがって募集価格に充つるまで、支払義務が存続するものとします。

(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の競走馬出資金を一括支払いされた顧客又は分割払いを完済した顧客が所有します。

① 賞金等の受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金及び特別出走手当の各項目の合計額（本書面において「賞金」といいます）に、事故見舞金（※後述「③iv」参照）、抹消給付金・付加金、競走取り止め交付金、診

療費補助金、装蹄費補助金、賞品売却益（後述「③ii」参照）を加えた額（以下「賞金等」といいます）から、JRA等からの賞金交付時に係る源泉所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税、進上金、消費税、クラブ法人営業手数料、クラブ法人特別営業経費の各項目の合計額及び愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除した金額にあります。ただし、クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税（※後述「③v」参照）は愛馬会法人が精算又は還付後に、次の②に掲げるクラブ法人源泉税精算金として顧客に分配するため、顧客に受益権がありません。

市場取引馬について、セレクトセール・プレミアムなどの市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝などに係る奨励金に類する金品については、クラブ法人に帰属し、会員に受領権はありません。

② その他の受領権

顧客が所有する前記①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において、維持費出資金精算金（※後述「③iii」参照）、クラブ法人源泉税精算金（※後述「③v」参照）、売却代金（※後述「③i」参照）及び競走用馬保険金（保険事故により支給された額又は解約返戻金）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「精算金」といいます）にあります。

③ 注意事項

i 当該出資馬の売却代金の算出

a 牡馬（去勢馬を含みます）については、第三者へ売却ができた場合は、その売却代金を顧客に分配します。また、種牡馬となる場合には、その売却代金の60%相当額を顧客に対して分配します。なお、牡馬（去勢馬を含みます）であっても売却を予定しない場合は、募集馬パンフレットに明記しておりますのでお読み下さい。

b 牝馬については、第三者へ売却ができた場合は、その売却代金を顧客に分配します。なお、牝馬であっても売却を予定しない場合は、募集馬パンフレットに明記しておりますのでお読み下さい。

ii 賞品売却益の算出について

クラブ法人が馬主としてJRAまたはNARの管轄する競馬主催者から取得した10万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品については、顧客に対する入札方法にて売却するものとし、予め最低入札価格を決めさせていただき、最高入札額を記入いただいた顧客に対して売却した代金となります。なお、希望者がいない場合には、その最低入札価格にて愛馬会法人が買い取ることにしますので、その価格を顧客に分配します。

iii 維持費出資金の精算金の計算

維持費出資金の精算金は、顧客から預託されている維持費出資金の合計額から、当該出資馬の運用に際し実際に要した預託料等の合計額を差し引いて算出した額です。

- iv 事故見舞金・競走馬登録抹消給付金及び付加金について
事故で一定期間出走できない場合、又はJRAの競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。なお、休養に係る事故見舞金は、支給規程に定める休養期間以前に復帰・出走した場合、支給済みの金額の一部について返還を求められる場合があります。従前の事故見舞金がすでに顧客に分配済みの場合は、前述「4. (5)」の事故見舞金返還義務出資金の対象となり、愛馬会法人は顧客に返還を求める場合があります。また、競走馬登録抹消給付金及び付加金の支給規程は、当該出資馬について生涯1度の給付となりますので、当該出資馬が本書面「24.」に該当し、JRAに競走用馬として再登録して、その後に再び登録を抹消した際に、過去において支給されている場合、支給対象となりません。
- v クラブ法人源泉税精算金について
クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税を控除した源泉所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉税は、配当調整金として愛馬会を通じて顧客に支払います（※後述「15. (2)」記載のとおり）。
- vi 顧客にはない受益権
以下のものについて顧客には受益権がありません。
 - ・10万円以下の比較的lowな賞品の支給を受けた場合、冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品（地方競馬の競走に優勝したした場合に協賛者から授与される金品を含む）ほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、メダル、カップ、賞状、及び優勝DVD等
 - ・JRA等がクラブ法人に賞金を支払う際に控除された源泉徴収税
 - ・クラブ法人及び愛馬会法人が消費税申告を行なった際に、還付金が生じた場合の金額

13. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金等から出費・拠出される管理報酬及び手数料について

(1) 賞金等からの控除

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち①及び②に掲げる額（管理報酬及び手数料）をJRA等により控除されて支払いを受けます。また、クラブ法人は、JRA等から支払われた金額から、以下の項目のうち③及び④に掲げる額を控除して、当該控除後の額から⑤の源泉徴収所得税を除いた額を愛馬会法人に分配します。分配を受けた愛馬会法人は、当該分配金額から、以下の項目のうち⑥に掲げる額を控除して、当該控除後の額から⑦の源泉徴収所得税額を除いた額を出資口数に応じて顧客に対して分配します。

① 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特

別出走手当を除いた額）の20%に、付加賞の5%を加算した額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特別出走手当を除いた額）の22%に、付加賞の7%を加算した額が支払われます。

② JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税（JRAの源泉徴収）

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA等が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$(\text{賞金} - (\text{賞金} \times 0.2 + 60 \text{万円})) \times 10.21\%$$

※復興特別所得税が含まれます

③ 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式

$$(\text{賞金} - \text{進上金}) \times 8/108$$

※1円未満は切り捨て

※8/108は、消費税率変更とともに改定されます。

④ クラブ法人営業手数料

当該項目は、JRA等から支払われた賞金（ただし、特別出走手当は除きます）の5%の額（消費税別途）を、クラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

⑤ クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税（クラブ法人の源泉徴収）

当該項目は、クラブ法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額} \times 20.42\%$$

※復興特別所得税が含まれます。

⑥ クラブ法人特別営業経費

当該項目は、当該出資馬が競馬に出走して優勝した際に、一般の馬主慣行に従って行った祝賀会費用等の実費の合計額（本書面において「祝儀等」といいます）を、クラブ法人特別営業経費として、重賞競走以外は10万円、重賞競走の場合には本賞の20%相当額を上限に控除致します。

⑦ 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税（愛馬会法人の源泉徴収）

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\text{愛馬会法人が顧客に支払う利益分配額} \times 20.42\%$$

※復興特別所得税が含まれます。

⑧ 外国人騎手の騎乗と「国外事業者進上金」について

消費税法改正により平成28年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」と位置づけること、及びいわゆる「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を実施することなどの仕組みが導入されました。外国人騎手（中央競馬の通年免許を付与されている外国人騎手を除きます）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当します）に係る消費税の申告・納付についても同規定が適用となりますので、JRA等が賞金を馬主に支払う際や、クラブ法人が消費税の申告・納付を行う際などでは、本邦騎手が騎乗した場合と異なる事務対応が求められます。

(2) 営業者の報酬

① クラブ法人の営業者報酬

i 前記「12.(6)」に規定される顧客の受領権以外の全ての受領権

ii クラブ法人営業手数料

② 愛馬会法人の営業者報酬

i 入会金及び一般会費

ii 種牡馬売却手数料（売却代金（消費税相当額を含みます）の40%相当額（消費税別途）

14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額の区分方法

獲得賞金分配対象額（※前記「13.」記載のとおり）及びその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

① 賞金獲得時における競走馬出資金及び維持費出資金、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返還義務出資金の累積出資金額（過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額）

② 競走用馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

○競走用馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・競走用馬の取得価額の算出

取得価額＝競走用馬の募集価額×100/108

※100/108は消費税率変更とともに改定されます。

・減価償却累計額の算出

取得価額÷48×2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数

・前月末簿価の算出

前月末簿価＝競走用馬の取得価額－減価償却累計額

※1円未満は切り捨て。

獲得賞金分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。

15. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の金銭の分配方法及び分配時期に関する事項

愛馬会法人は、獲得賞金分配対象額がある場合には、以下の月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により、当該支払金のうち、利益分配額（※前記「14.」記載のとおり）にかかる源泉徴収額を控除して出資割合に応じて顧客に支払います。したがって、月次分配、年次分配、引退精算分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。

なお、支払時期は、月次分配の賞金は、原則として、当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。年次分配は、計算期間終了後の翌年4月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。また、引退精算分配は、原則として当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月から2ヵ月以内とします。

いずれも顧客指定の金融機関口座へ振り込むと共に、原則として同月15日までに顧客に対して『精算書』を送付します。

(1) 月次分配

当該計算期間内（12月1日から11月30日）の出走により得た賞金、及び当該計算期間内に受領した賞金以外の受領権に係る項目の獲得賞金分配対象額は、その出走、受領の属する月の計算期間内とし、翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に分配します。

賞金（控除される内容など分配方法は前記「13.」参照）及び、賞品売却分配金、事故見舞金、競走取り止め交付金（悪天候等により競走が取り止め又は不成立となった場合に交付）は、月次分配の方法により分配します。

なお、賞金のうち、海外遠征による競走については、収入費用の確定した日の計算期間内に属することとなり、その翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に分配します。また、地方競馬指定交流競走に出走した場合、主催者からクラブ法人への賞金の支払時期により、翌々月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に分配する場合があります。また、地方競馬指定交流競走に12月に出走した場合、収入費用の確定が翌年1月に属する場合があります、その場合、翌年2月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に分配します。

(2) 年次分配

当該計算期間内（12月1日から11月30日）に出走して獲得した賞金に係る、クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税は、配当調整金として、当該計算期間終了後の翌年4月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に分配します。年次分配における顧客の分配請求権は翌年4月27日に生じ、当該計算期間内でなく翌計算期間の所得として扱われます。

(3) 引退精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、競走馬登録抹消給付金・付加金、売却代金、維持費出資金精算金、保険金、保険料解約返戻金及び引退に係る事故見舞金は、引

退精算分配の方法により分配します。引退精算分配における顧客の分配請求権は引退時に生じます。

また、上記(2)の年次分配を予定していたクラブ法人源泉精算金は、運用終了に際して分配時期を繰り上げて、引退精算分配します。

(4) 適用除外

支払期限の到来した一般会費、維持費出資金、保険料出資金並びにその他の競走用馬ファンドに係る追加出資金等が未払いになっている場合は、当該顧客に対する支払金は留保します。

なお、かかる未払いの完済後は、愛馬会法人所定の手続きにより、翌月末以降に顧客に分配されます。

16. 運用終了時(引退時)の支払いについて

(1) 引退精算分配の金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資割合に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉徴収所得税(復興特別所得税を含めた20.42%)を控除して顧客に支払います。

(2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月から3カ月以内に、出資割合に応じて顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、顧客に対して事前に『精算書』を送付します。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

(1) 期間運用報告書

愛馬会法人は、当該出資馬に関わる『精算書』を、毎月15日まで(郵送事情等により遅延の場合もあり)に顧客に対し書面で送付します。

(2) 財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書

当該出資馬の運用状況については、『財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書』を顧客に対し、毎年11月末日の決算日(決算日が変更になる場合は事前に顧客に通知します)から4カ月以内に顧客に対し書面で送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・ 募集総額
- ・ 1口あたりの出資額
- ・ 当該報告書の作成日及び前回の報告書の作成日
- ・ 計算期間末の純資産総額及び一口当たりの純資産額
- ・ 計算期間中における運用の経過
- ・ 計算期間中の当該出資馬に関する貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書
- ・ 運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数及び計算期間中における解約件数
- ・ 計算期間中の配当の総額及び計算期間中における1口あたりの配当の金額

18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項

前記「17.」を参照して下さい。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無及び監査を受ける範囲

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該金融商品取引契約に関する紛議について

① 愛馬会法人の苦情受付窓口の連絡先

株式会社ブルーインベスターズ

電話番号：03-6693-0360

受付時間：平日10:00~18:00

② 愛馬会法人が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が委託する苦情処理措置及び紛争解決措置についての委託先の名称及び住所

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

③ 当該金融商品取引契約に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

当該金融商品取引契約に関する訴訟については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

東京地方裁判所 100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

東京簡易裁判所 100-8971 東京都千代田区霞が関1-1-2

21. 金融商品取引契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第38条及び第40条などの規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づいて規制を受けております。

22. 顧客が愛馬会法人の営業所において業務に関する書面を閲覧できる旨

顧客は、金融商品取引法第47条の3により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の業務及び財産の状況を記載した書面、競走用馬ファンドの期末報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。

23. 当該出資馬が海外遠征した場合の特例

日本中央競馬会の競走馬登録を受けた当該出資馬が、海外遠征を、当該出資馬の所有権があるクラブ法人と、管理調教師等の間で行った協議の上決定した場合には、愛馬会法人は顧客に対して速やかに連絡をします。

また、海外遠征に伴う支払金及び維持費出資金等については、原則として本書面（※前述「4.（4）」記載のとおり）に従うものとしますが、当該出資馬及び遠征国の諸事情により、支払金及び維持費出資金等の金額並びに諸手続について変更が生じる場合があります。この場合には、愛馬会法人は速やかに顧客にその旨を通知するものとします。

海外遠征の場合の進上金の取扱いについては、控除率など遠征先の控除規程を優先しますが、この控除規程では本邦規程の調教師・騎手・厩務員が対象となっていない場合、本邦規定を準用します。またJRA 交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。

24. 当該出資馬の引退後の再登録について

愛馬会法人は、未勝利及び未出走のまま引退した当該出資馬について、JRAに競走用馬として再登録する意志がある場合には、当該出資馬を地方競馬に馬主登録のある第三者に売却を行います。これを予定している場合には、愛馬会法人は、その旨を記載した書面をお送りし、当該出資馬の顧客に事前にお知らせします。当該出資馬の匿名組を解散後（本書面において「従前の匿名組」といいます）、JRAが競走用馬として再登録するために定めた条件を、当該出資馬が地方競馬に登録した日から1年以内にクリアした場合には、愛馬会法人が当該出資馬の所有権を再取得して、従前の匿名組の顧客に限定して再出資の募集を致します。ただし、条件を1年以内にクリアできない場合には、再登録する意志を取り止める旨の書面を、取り止めることを決定した日から2ヵ月以内に従前の匿名組の顧客に対して通知します。

なお、従前の顧客がかかる再出資に応じるかどうかは自由とします。また、詳細については以下のとおり定めるものとします。

(1) 再出資時に関する注意点

- ① 再出資にかかわる匿名組契約においては、競走用馬保険には加入しません。
- ② 再出資に応じた顧客は、地方競馬の競走馬登録を抹消した翌日の属する月分から維持費出資金の支払義務が発生するものとします。
- ③ 再登録は行われない場合もあり、再登録の実施及びその時期については、いずれも1年以内を目処に愛馬会法人が判断して行うものとしますが、従前の顧客はこれを承諾するものとします。
- ④ 出資金の元本の保証はありません。
- ⑤ 当該再募集馬の再引退後におけるJRAへの再々登録行為は行いません。

(2) 中央登録抹消の際の売却代金

転籍再登録を目的とする競走用馬を本書面の「12. (6) ③ i」に基づいて愛馬会法人が売却します。その

売却代金は1頭当たり一律30万円とし、転籍の際の地方馬主は、愛馬会法人又はクラブ法人の役員とします。

(3) 再登録の際の募集金額

再登録の際の募集金額は、前述（2）に定める売却代金相当額（30万円）とします。

25. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客と匿名組契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失又は棄損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取り扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱い、第三者提供を致します。ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体若しくは財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承下さい。なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせ致します。

- (1) パンフレット・精算書・会報誌等の愛馬会法人からの各種送付物の発送
- (2) 一般会費・出資金等引き落とし、及び支払金の振込
- (3) 牧場見学等（牧場見学ツアーも含みます）に際して、愛馬会法人が当該生産者等に対して個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、職業）を提供すること
（※なお、顧客からの求めがあれば直ちに、当該顧客分の個人情報の提供を停止致します）
- (4) 愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者氏名等の個人情報を旅行代理店へ連絡すること
- (5) イベント等の各種案内

